



土 監 発 第 4 号

平成 28 年 3 月 1 4 日

土 浦 市 長	中 川 清 殿
土 浦 市 議 会 議 長	矢 口 清 殿
公益社団法人土浦市シルバー 人材センター理事長	牧 島 国 法 殿

土浦市監査委員 林 修
同 篠 塚 昌 毅

平成 2 7 年度指定管理者監査の結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき，平成 2 6 年度及び平成 2 7 年度上半期の財政援助団体等監査を実施したので，同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

監査対象 : 土浦市自転車駐車場

指定管理者監査報告書

1 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定による，市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の監査

2 監査の対象

(1) 公の施設 土浦市自転車駐車場
(土浦市大和町9番 外)

(2) 指定管理者 公益社団法人 土浦市シルバー人材センター

(3) 担当所管課 土浦市市民生活部 生活安全課

3 監査実施日

(1) 事前監査日 平成27年10月16日(金) 生活安全課
平成27年11月20日(金) 土浦市シルバー人材センター

(2) 本監査日 平成27年12月25日(金)

4 監査の方法

本監査は，公の施設における指定管理者団体の中から抽出し，公の施設の管理に係る平成26年度及び平成27年度上半期分における事務の執行状況について，関係資料の提出を求め，担当者から説明を聴取し，預金通帳，諸帳簿，証拠書類を照合・確認するとともに，条例及び協定書等に沿って適正かつ効率的な管理が行われているかどうかの主眼を置いて実施した。

5 指定管理の概要

(1) 指定管理期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

(2) 業務の範囲

ア 自転車駐車場の施設及び付属設備の維持保全に関すること。

イ 自転車駐車場の利用の許可に関すること。

ウ 自転車駐車場の駐車料金の徴収及び返還に関すること。

エ その他，施設等の管理運営に関すること及び「土浦市自転車駐車場指定管理業務仕様書」のとおり。

(3) 指定管理料

指定管理料の支払なし。

{	市への納付金 平成 26 年度	13,000,000 円
	平成 27 年度	13,000,000 円 (見込)

(4) 施設の概要

名称	土浦駅東口第1	土浦駅東口第2	土浦駅東口第3	土浦駅東口第4
位置	土浦市有明町2番	土浦市有明町2番	土浦市有明町2番	土浦市有明町2番
供用開始	平成5年4月	平成5年4月	平成5年4月	平成5年9月
構造	土浦駅東立体駐車場の一部	アスファルト舗装 (平面広場)	アスファルト舗装 (高架下)	自転車用ラック
自転車駐車台数	487台	222台	0台	132台
原付駐車台数	0台	13台	119台	0台
営業時間	6:00~21:00	6:00~21:00	6:00~21:00	6:00~21:00
施設内容	鉄骨造事務所1棟 (9㎡) 自転車用ラック	鉄骨造事務所1棟 (3㎡) 自転車用ラック		自転車用ラック

名称	土浦駅西口第1	土浦駅西口第2	土浦駅西口地下	神立駅西口
位置	土浦市大和町2番	土浦市川口一丁目4番	土浦市大和町9番	土浦市神立中央一丁目1番
供用開始	平成21年4月	平成6年4月	平成9年10月	平成7年3月
構造	鉄骨造2層式	鉄骨造2層式	鉄筋コンクリート造 地下1階	鉄骨造2層式
自転車駐車台数	107台	161台	1,411台	527台
原付駐車台数	85台	0台	0台	15台
営業時間	6:00~21:00	6:00~21:00	6:00~翌1:00	6:00~21:00
施設内容	事務所 (9㎡) *西口第2と兼用 監視用モニター1式 トイレ(男女各1箇所) 倉庫 (1箇所) 自転車用ラック 原付用ラック	事務所 (9㎡) *西口第1と兼用 トイレ (1箇所男女兼用) 倉庫 (1箇所) 自転車用ラック	事務所 (3箇所・21㎡) 監視用モニター1式 放送設備1式 トイレ(1箇所男女別) 非常用蓄電池室 ブロアー室 (3箇所) 倉庫 (3箇所) 自転車用ラック	事務所 (9㎡) トイレ (1箇所男女兼用) 倉庫 (1箇所) 自転車用ラック

(5) 利用料金

名称	区分			期間	金額
土浦駅東口第1 自転車駐車場	定期駐車料金	一般	自転車	1月	2,620円
		学生	自転車		2,100円
	一時駐車料金		自転車	1日(1回)	150円
土浦駅東口第2 自転車駐車場	定期駐車料金	一般	自転車	1月	2,620円
		学生	自転車		2,100円
	一時駐車料金		自転車	1日(1回)	150円
原動機付自転車			200円		
土浦駅東口第3 自転車駐車場	定期駐車料金	一般	原動機付自転車	1月	3,670円
		学生	原動機付自転車		2,930円
	一時駐車料金		原動機付自転車	1日(1回)	200円
土浦駅東口第4 自転車駐車場	定期駐車料金	上段	一般	1月	2,100円
			学生		1,570円
		下段	一般		2,620円
			学生		2,100円
土浦駅西口第1 自転車駐車場	定期駐車料金	一般	自転車	1月	2,620円
		学生	自転車		2,100円
		一般	原動機付自転車		3,670円
		学生	原動機付自転車		2,930円
	一時駐車料金		自転車	1日(1回)	150円
原動機付自転車			200円		
土浦駅西口第2 自転車駐車場	定期駐車料金	屋上	一般	1月	2,100円
			学生		1,570円

	屋内	上段	一般	自転車	1月	2,100円
			学生	自転車		1,570円
		下段	一般	自転車		2,620円
			学生	自転車		2,100円
土浦駅西口地下自転車駐車場	定期駐車料金	上段	一般	自転車	1月	2,100円
			学生	自転車		1,570円
		下段	一般	自転車		2,620円
			学生	自転車		2,100円
一時駐車料金			自転車	1日(1回)	150円	
神立駅西口自転車駐車場	定期駐車料金		一般	自転車	1月	2,620円
			学生	自転車		2,100円
			一般	原動機付自転車		3,670円
			学生	原動機付自転車		2,930円
一時駐車料金			自転車	1日(1回)	150円	
			原動機付自転車		200円	

一時駐車回数券

区分	金額
150円券11枚つづり	1,500円
200円券11枚つづり	2,000円

備考

- 「学生」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又はこれらに類するものとして市長が認める施設に通学し、又は通園している者をいう。
- 一時駐車料金は、12月29日から翌年の1月3日までについては、無料とする。
- 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、駐車料金を減額し、又は免除することができる。

6 監査の結果

指定管理者である公益社団法人土浦市シルバー人材センターにおいては、土浦市自転車駐車場の管理に関する基本協定書（以下、「基本協定書」という。）、年度協定書及び業務仕様書に係る契約事務及び施設の運営管理、会計経理等に関する事務及び関連する事務事業の執行は、おおむね適正に執行され、年間を通して施設の安全

管理や経費節減に努められているが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられた。

また、指定管理者納付金については、現状において適切な額の納付に努められていることから、指定管理者制度による管理運営の効果が発揮できていると思われる。

次に所管課である生活安全課においては、基本協定書、年度協定書及び業務仕様書に係る契約事務及び関連する事務事業の執行は、おおむね適正に執行されているが、管理業務の履行確認並びに監督責任について十分留意するとともに、改善を要するものについては、その措置を講ずるよう要望する。

なお、指定管理者と所管課ともに、より一層連携を強化し、互いに協力して管理運営することを望むものである。

指定管理者に関する事項

- (1) 自転車駐車場において、利用区分による利用率に差が生じている。例えば、土浦駅西口地下自転車駐車場は、平成26年度の一時利用の利用率が25.8%であるのに対し、定期利用率は94.0%であり、ほぼ空きがない状況になっている。

利用者の需要を考慮し、より利便性を向上させるために、定期利用と一時利用の割合を柔軟に変更できるような仕組みを所管課と共に検討されたい。

- (2) 基本協定書第18条第2項及び別記3において「個人情報の保護に関する法律」及び「土浦市個人情報保護条例」の順守について規定されている。

自転車駐車場の管理、運営においては、利用者の個人情報を扱うことから、今後ともその取扱いについては十分注意し、守秘義務を徹底されたい。

- (3) 土浦市自転車駐車場条例第12条においては駐車料金の減額又は免除、第13条においては駐車料金の返還を、指定管理者が特別な理由があると認めた場合に行うことができることとあるが、それぞれの規定について具体的な内容が明文化されていない。このため、各自転車駐車場で対応が異なる事態が生じるおそれがあることから、所管課と協議し、規定の明文化を進められたい。

- (4) 自転車駐車場の定期利用者及び利用希望者に対し、利用料金に関する規定は明示すべきものであることから、自転車駐車場の利用案内の中に解約時の料金精算及び還付の仕組みについて記載されたい。

- (5) 各自転車駐車場の管理運営については、互いの現場を視察、情報交換を定期的に行うことで、情報やノウハウの共有を図られたい。例えば、料金未納者への対応方法や利用希望者への空き状況の明示方法など、有効な手法、仕組みを積極的に取り入れ、より効率的、効果的な管理運営に努められたい。

(6) 基本協定書第21条において、「乙は、毎年度甲が指定する期日までに翌年度の管理業務に係る事業計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。」とされているが、土浦市シルバー人材センターにおける全体事業を網羅した事業計画書が提出されている。

基本協定書において提出を義務付けている事業計画書は、指定管理業務についての内容を意図しているものであり、今後は全体の事業計画書ではなく、指定管理者としての事業計画書を別途作成し提出されたい。

(7) 基本協定書第22条において、「乙は、各年度内各月終了後、管理業務に関し、甲が指定する期日までに次の各号に掲げる事項を記載した事業報告書を提出し、甲の承認を得なければならない。」とされているが、管理業務の実施状況（点検、修繕、清掃、その他維持管理業務）についての報告を決算報告書提出時にのみ行っている。

施設の安全性を確認、維持するうえで必要があることから、各月毎に事業報告書を提出されたい。

(8) 会計処理の中で、神立駅西口自転車駐車場内に設置されている「防犯ステーションまちばん神立」の電気料については、法人会計の雑入で入金しているが、電気料は自転車駐車場の予算より支出されている事から、指定管理者事業会計で入金処理されたい。

所管課に関する事項

(1) 自転車駐車場によっては、利用率が低い場所が見受けられるため、利用者の利便性を考え、定期利用と一時利用の割合を柔軟に変更できるような仕組みを指定管理者と共に検討されたい。

(2) 駐車料金の減額又は免除及び返還の規定について指定管理者と協議し、規定の明文化を進められたい。

(3) 基本協定書第21条において提出を義務付けている事業計画書は、指定管理業務についての内容を意図しているものであり、今後は全体の事業計画書ではなく、指定管理者としての事業計画書を別途作成し提出するよう指導されたい。

(4) 基本協定書第22条において提出を義務付けている事業報告書は、各月毎に受領すべきものであることから、その内容に不備な点や提出に遅れがあった場合は、所管課において指導されたい。

- (5) 自転車駐車場によっては施設の設置から20年を経過しているものもあり、老朽化が目立ってきている。今後においても指定管理者とともに状況の把握に努め、迅速かつ適切に対応し、利用者の安全確保に努められたい。